

令和4・5年度後期高齢者医療保険料率について

1 保険料率改定の報告

令和4・5年度の保険料率につきまして、東京都後期高齢者医療広域連合から提示がありましたので報告いたします。

2 令和4・5年度の保険料率改定の特徴

- (1) 一人当たり平均保険料の増額3,789円のうち、75.4%の2,856円は後期高齢者負担率の引き上げ、24.6%の933円は医療給付費の増加。
- (2) 保険料の賦課限度額を現行の64万円から66万円へ引き上げ。
- (3) 令和2・3年度の財政収支の剰余金187億円を、令和4・5年度保険料の減算のために使用。
- (4) 東京都後期高齢者医療広域連合が独自の保険料軽減対策を実施することにより、一人当たり平均保険料額で5,877円（令和4・5年度一人当たり平均保険料額の5.6%）引き下げ。
- (5) 令和4年10月から医療費の自己負担割合に「2割」が追加されることにより、医療給付費が約147億円削減されると推計。これにより、一人当たりの平均保険料額が600円引き下げ。

3 保険料率の概要

	令和2・3年度	令和4・5年度	増減
均等割額	44,100円	46,400円	2,300円
所得割率	8.72%	9.49%	0.77ポイント
一人当たり平均保険料額	101,053円	104,842円	3,789円

収入額別モデルケース（単身の場合）

収入額 (公的年金)	保険料額		差額
	令和3年度	令和4・5年度	
0～153万円※	13,200円	13,900円	+700円
200万円	76,200円	81,700円	+5,500円

※東京都後期高齢者医療広域連合の被保険者の半数以上がこの区分に該当します。

4 被保険者への周知

- (1) 都広域連合は6大新聞に広報紙「東京いきいき通信」を折り込み（3月12日）
- (2) 町田市は広報まちだに保険料率改定の記事を掲載（4月1日）
- (3) 町田市は保険料納入通知に保険料率改定のリーフレットを封入（7月中旬）